

身元調査等による
プライバシーなどの権利侵害を防ぐため

戸籍・住民票等の
「本人通知制度」
に登録を!



大 東 市

身元調査等によるプライバシーなどの権利侵害を防ぎ
一人ひとりを大切にする社会を実現するために

「事前登録型本人通知制度」に登録を！

Q. どのような制度？

◆ 第三者への交付をお知らせ

戸籍謄本や住民票（本籍記載のあるもの）などを第三者に交付した場合にあらかじめ登録されている方に対して交付した事実をお知らせする制度です。

※本制度は第三者への交付を差し止めたり、交付請求者の氏名・住所等をお知らせするものではありません。



ご本人
(登録者)



交付請求者
(第三者)



Q. 制度のメリットは？

◆不正取得の早期発見

市役所からの通知により、第三者に戸籍謄本等を取得されたことがわかりますので、万一、不正取得があった場合に早期発見が期待できます。

◆不正取得の抑止効果

多くの方が登録することで、不正取得する側が警戒して、不正取得を抑止する効果が期待できます。

Q. 登録の方法は？

◆申請書を市民課に提出

基本的には、申請書への記入と本人確認書類（運転免許証等）を提示することで登録できます。手続きは簡単。無料です。

申請書は市役所 1 階市民課に用意しています。

詳しくは直接、市民課にお問い合わせください。

大東市における不正取得防止の取り組み

戸籍謄本等の不正取得は、以前から度々問題になってきました。

2008 年（平成 20 年）5 月の戸籍法及び住民基本台帳法の改正により請求時の本人確認が義務付けられるなどした後も、不正取得事案の発生が続いています。

大東市では、事前に登録した人の戸籍等が第三者により取得された場合に通知する制度を 2012 年（平成 24 年）10 月に導入し、その後も制度の改善に努めています。

ご存じですか？ 戸籍謄本等の不正取得

戸籍謄本や住民票の写しなどには、大切な個人情報が含まれています。

そのため、交付を請求できるのは、本人や家族、代理人のほか、自己の権利行使や義務を履行するために必要な場合や、8士業（弁護士、弁理士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理人）が業務上必要な場合などに限定されています。

しかし、法に基づく請求に見せかけ、不正な使用を目的とした請求による不正取得が後を絶ちません。

不正取得された戸籍等は、結婚差別や就職差別、脅迫や嫌がらせなどに使用されたことがあります。

【近年の不正取得事案】

- 2011年（平成23年）、愛知県の法務事務所が職務上請求用紙を偽造して不正取得していたことが発覚。「情報屋」と呼ばれる者を通じて全国的に不正取得された件数は1万件以上と報道されました。また、逮捕後の裁判の中で「85%から90%は結婚相手（の身元調査）と浮気調査に使われていた」と証言されています。
- 2017年（平成29年）、大分県で、本人通知制度による通知をきっかけに、偽造委任状により戸籍謄本や住民票などの不正取得が発覚し、不正取得した探偵業者が逮捕されています。

「事前登録型本人通知制度」の登録、お問い合わせは
大東市市民生活部市民課 ☎072-870-4011（直）